

【誤りやすい事例 ⑬ - 申告書第 13 表関係 - 】

団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローン

私（国税花子）は、夫（国税一郎）の死亡に伴い、夫の財産（土地・建物）を相続しました。自宅である土地・建物は5年前に購入したもので、住宅ローンの残高は相続開始日現在で800万円ありました。

なお、住宅ローンの残高は、団体信用生命保険契約により、後日、返済が免除されました。

| 債務及び葬式費用の明細書 | | | | | | | 被相続人 | 国税 一郎 | 第13表 |
|--------------|---------------------|---------------|----------------|------------------|-----------|----------|--|-------|------|
| 1 債務の明細 | | | | | | | （この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。） | | |
| 債務の明細 | | | | | | | 負担することが確定した債務 | | |
| 種類 | 細目 | 債権者 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 発生年月日 弁済期限 | 金額 | 負担する人の氏名 | 負担する金額 | | |
| 銀行 | 証書借入 借入金 (住宅ローン) | 〇〇銀行 〇〇支店 | 〇〇市△△ 2丁目×× | □・5・14 ■・5・14 | 8,000,000 | 国税 花子 | 8,000,000 | 円 | |
| 合 計 | | | | | 8,000,000 | | | | |
| 2 葬式費用の明細 | | | | | | | （この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。） | | |

誤

第13表の債務の明細に、相続開始日現在の住宅ローン残高800万円を記入しました。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

| 債務及び葬式費用の明細書 | | | | | | | 被相続人 | 国税 一郎 | 第13表 |
|--------------|----|---------------|---------|---------------|----|----------|--|-------|------|
| 1 債務の明細 | | | | | | | （この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。） | | |
| 債務の明細 | | | | | | | 負担することが確定した債務 | | |
| 種類 | 細目 | 債権者 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 発生年月日 弁済期限 | 金額 | 負担する人の氏名 | 負担する金額 | | |
| | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | |
| 2 葬式費用の明細 | | | | | | | （この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。） | | |

正

団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローンは、相続人が支払う必要のない債務ですので、第13表には記入しません。

○ 相続財産の価額から差し引くことができる債務

相続財産の価額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときにあった債務で確実に認められるものです（借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。）。

なお、団体信用生命保険契約に基づき返済が免除される住宅ローンは、被相続人の死亡により支払われる保険金によって補てんされることが確実にあって、相続人が支払う必要のない債務ですので、相続税の課税価格の計算上、債務として差し引くことはできません。